

改定後	改定前
しんきんビジネスカードF会員規約	しんきんカード法人「f」会員規約
<p>第4条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者等本人以外使用できないものとします。また、使用者等は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者等は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を保管・管理・使用するものとします。代表使用者は、カード発行後も、届出事項（第24条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。</p> <p>（略）</p>	<p>第4条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者等本人以外使用できないものとします。また、使用者等は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者等は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を保管・管理・使用するものとします。代表使用者は、カード発行後も、届出事項（第24条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第7条（カードの利用枠）</p> <p>（略）</p> <p>3. 割賦利用枠は、<u>法人会員</u>につき、代表使用者および使用者のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。</p>	<p>第7条（カードの利用枠）</p> <p>（略）</p> <p>3. 割賦利用枠は、<u>各代表使用者</u>につき、代表使用者および使用者のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。</p>

<p>その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第16条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p> <p>(略)</p> <p>7. 当社は、<u>使用者等の</u>情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、<u>使用者等は</u>、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>8. 当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して<u>使用者等</u>に回答を求めた場合で、<u>使用者等</u>から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>9. 当社は、<u>当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>10. 当社は、<u>当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>	<p>第16条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p> <p>(略)</p> <p>7. 当社は、<u>使用者の</u>情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、<u>使用者は</u>、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>8. 当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して<u>使用者に</u>回答を求めた場合で、<u>使用者</u>から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>

第17条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）

1. 法人会員または使用者等が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者等として不適格と認められた場合は、当社は通知・催告等を要せずに法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。

（略）

⑧法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合

（略）

⑨法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者等が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合

（略）

3. 当社は、法人会員または使用者等が本条第1項第8号または第9号の事由に該当した場合、法人会員および使用者等の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と法人会員および使用者等とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

4. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、使用者等はカード使用者資

第17条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）

1. 法人会員または使用者等が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者等として不適格と認められた場合は、当社は通知・催告等を要せずに法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。

（略）

⑧法人会員（当該法人の役員等を含む）または使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合

（略）

⑨法人会員(当該法人の役員等を含む)または使用者等が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合

（略）

3. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、使用者等はカード使用者資

<p>格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者等は、当社が必要と認めた場合には、速やかに当該使用者等のカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、法人会員資格を取消された場合、法人会員は当社に対する法人会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 前4項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者等は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。法人会員または使用者等は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>6. 使用者等は、法人会員もしくは使用者等の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者等は、当社が必要と認めた場合には、速やかに当該使用者等のカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、法人会員資格を取消された場合、法人会員は当社に対する法人会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>4. 前3項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者等は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。法人会員または使用者等は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>5. 使用者等は、法人会員もしくは使用者等の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第19条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>4. 法人会員が第17条第1項第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者等が第17条第1項第8号または第9号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者等は、</p>	<p>第19条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 法人会員が第17条第1項第8号または第9号の事由により法人会員資格を取消された場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者等が第17条第1項第8号または第9号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者</p>

<p>直ちに当該使用者等に係る本規約に基づく一切の債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 法人会員または使用者等が、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第12条第1項の但書の定めにより支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>等は、直ちに当該使用者等に係る本規約に基づく一切の債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5. 法人会員または使用者等が、前3項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第12条第1項の但書の定めにより支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第20条 (紛失・盗難・偽造)</p> <p>(略)</p> <p>2. 法人会員および使用者等は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>第20条 (紛失・盗難・偽造)</p> <p>(略)</p> <p>2. 法人会員および使用者等は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。<u>ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第21条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>⑦法人会員または使用者等が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者等の過失に起因する場合</u></p> <p><u>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>⑩その他本規約に違反する使用に起因する</u></p>	<p>第21条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>⑨その他本規約に違反する使用に起因する</u></p>

<p>損害 (略)</p>	<p>損害 (略)</p>
<p>第22条 (カードの再発行) カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、法人会員または使用者等が当社所定の<u>方法</u>で届け出を行い、当社が<u>適当と認めた</u>場合に限り再発行します。この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第22条 (カードの再発行) カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、法人会員または使用者等が当社所定の届けを提出し、当社が<u>適当と認めた</u>場合に限り再発行します。この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第23条 (カードの有効期限) 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日まで</u>とします。 (略)</p>	<p>第23条 (カードの有効期限) 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面上に印字された月の末日までとします。 (略)</p>
<p>第24条 (届出事項の変更等) 1. 法人会員が当社に届出た使用者等の氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目 (以下総称して「届出事項」という) 等に関する情報に変更が生じた場合は、法人会員または使用者等が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の<u>方法</u>により届け出るものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員および使用者等に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該法人会員および使用者等は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>第24条 (届出事項の変更等) 1. 法人会員が当社に届出た使用者等の氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目 (以下総称して「届出事項」という) 等に関する情報に変更が生じた場合は、<u>当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者等が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。</u> (略)</p>

<p>第30条 (カードショッピング) (略)</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>第30条 (カードショッピング) (略)</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができない場合があります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>(略)</p>																																						
<p>&lt;キャッシングリボご利用時のご注意&gt; (略)</p> <table border="1" data-bbox="240 1375 778 1939"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>対象条件</th> <th>締切日時点 残高</th> <th>変更前 毎月返済 金額</th> <th>変更後 毎月返済 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①</td> <td rowspan="4">以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠</td> <td>10万円超</td> <td>1万円未満</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>20万円超</td> <td>1万5千円未満</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>2万円未満</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>2万5千円未満</td> <td>2万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額	①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠	10万円超	1万円未満	1万円	20万円超	1万5千円未満	1万5千円	50万円超	2万円未満	2万円	70万円超	2万5千円未満	2万5千円	<p>&lt;キャッシングリボご利用時のご注意&gt; (略)</p> <table border="1" data-bbox="810 1375 1348 1939"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>対象条件</th> <th>締切日時点 残高</th> <th>変更前 毎月返済 金額</th> <th>変更後 毎月返済 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①</td> <td rowspan="4">以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠</td> <td>10万円超</td> <td>1万円未満</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>20万円超</td> <td>1万5千円未満</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>2万円未満</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>2万5千円未満</td> <td>2万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額	①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠	10万円超	1万円未満	1万円	20万円超	1万5千円未満	1万5千円	50万円超	2万円未満	2万円	70万円超	2万5千円未満	2万5千円
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額																																			
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠	10万円超	1万円未満	1万円																																			
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円																																			
		50万円超	2万円未満	2万円																																			
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円																																			
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額																																			
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠	10万円超	1万円未満	1万円																																			
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円																																			
		50万円超	2万円未満	2万円																																			
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円																																			

	された方 ・2018年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方	90万円超	3万円未満	3万円		された方 ・2018年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方	90万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円
②	①に該当しない方で、以下の条件に合致する方 ・2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方	20万円超	2万円未満	2万円	②	①に該当しない方で、 <u>以下いずれかの条件</u> に合致する方 ・2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円			70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円	③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円			100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円
<p>&lt;ご相談窓口&gt; (略) 株式会社しんきんカード &lt;お客様相談室&gt; 〒170-6013 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン60 13階 電話番号03-6758-7767</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u> (略)</p>					<p>&lt;ご相談窓口&gt; (略) 株式会社しんきんカード &lt;お客様相談室&gt; 〒170-6013 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン60 13階 電話番号03-6758-7767</p> <p><u>※しんきんカード法人「f」会員規約にご同意いただけない場合には、ご利用前にカードを切断し、その旨をお書き添えのうえ当社までご返却ください。</u> (略)</p>				



<p>個人情報の取扱いに関する同意条項  &lt;本同意条項は<u>しんきんビジネスカードF</u>  会員規約（以下「本規約」という）の一部を  構成します&gt;</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項  &lt;本同意条項は<u>しんきんカード法人「f」</u>  会員規約（以下「本規約」という）の一部を  構成します&gt;</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）  1. 利用者等または<u>利用者等</u>の予定者（以下総称して「全利用者」という）は、本規約（本申込みおよび利用者等の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、<u>代表使用者</u>へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む<u>使用者カード</u>に関するお支払い等のご案内は、<u>代表使用者</u>にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って利用者等の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に全使用者が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、<u>収入</u>、<u>国籍</u>、</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）  1. 利用者等または<u>その</u>予定者（以下総称して「全利用者」という）は、本規約（本申込みおよび利用者等の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、<u>法人会員</u>へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む<u>家族カード</u>に関するお支払い等のご案内は、<u>本使用者</u>にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って利用者等の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に全使用者が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債および<u>収入</u>、<u>在留資格</u>に関する情報等の情報（以下総称</p>

<p>在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）<u>ならびに</u>お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>（略）</p> <p>⑧<u>全使用者</u>のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>全使用者</u>は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。</p> <p>（略）</p>	<p>して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報<u>および</u>当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）<u>および</u>お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>（略）</p> <p>⑧<u>会員等</u>のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>使用者等</u>は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。</p> <p>（略）</p>
<p>第2条（繰上返済時の残高の開示）</p> <p><u>代表使用者</u>は、<u>使用者が使用者カード</u>またはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が<u>使用者</u>に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、<u>代表使用者</u><u>および使用者カード</u>ならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。</p>	<p>第2条（繰上返済時の残高の開示）</p> <p><u>法人会員</u>は、<u>使用者等が使用者等のカード</u>またはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が<u>使用者等</u>に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、<u>法人会員</u><u>および使用者等のカード</u>ならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。</p>

<p>第7条（退会后または法人会員資格・使用者資格取消後の場合）</p> <p>本規約第15条に定める退会の申し出または本規約第17条に定める法人会員資格・<u>使用者等資格の喪失後も</u>、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。</p>	<p>第7条（退会后または法人会員資格・使用者資格取消後の場合）</p> <p>本規約第15条に定める退会の申し出または本規約第17条に定める法人会員資格・<u>使用者資格の喪失後も</u>、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。</p>
<p>第10条（同意条項の位置付けおよび変更）</p> <p>1. 本同意条項は<u>しんきんビジネスカードF</u>会員規約の一部を構成します。</p> <p>（略）</p>	<p>第10条（同意条項の位置付けおよび変更）</p> <p>1. 本同意条項は<u>しんきんカード法人「f」</u>会員規約の一部を構成します。</p> <p>（略）</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む。以下同じ。)) および使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者等は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者等の責任といたします。</p> <p>（略）</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) および使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者等は、上記行為または虚偽の申告が判明し<u>会員資格が取り消された場合</u>、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者等の責任といたします。</p> <p>（略）</p>